

第 2 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 30 年 2 月 26 日 (月)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、3 番坪根委員、4 番義経委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 番田上委員、11 番田上委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 13 名
4、欠席委員	10 番小野委員
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	3 番坪根委員、12 番百留委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 14 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、3 番坪根委員、12 番百留委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号 議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について 1 番、2 番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番、2 番 議案朗読

議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番、2 番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1 番 (橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。1 番についてはこの後の議第 4 号に 2 番については議第 5 号で申請が出ています。審議の程お願い致します。
議 長	1 番、2 番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番 2 番は許可と致します。続きまして 3 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	3 番議案朗読
議 長	3 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権の設定を行う予定です。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	3 番について、門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 3 番は許可と致します。続きまして 4 番から 8 番について事務局をお願いします。
事務局(成重)	4 番から 8 番議案朗読
議 長	4 番から 8 番について 8 番石川委員に調査報告をお願いします。

8 番 (石川)	4 番から 8 番それぞれ貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後、4 番は売買支援事業、5～7 番については自作となっていますがいずれ利用権の設定を行う予定です。8 番については後ほどの 4 号議案に申請しております。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	4 番から 8 番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 4 番から 8 番は許可と致します。続きまして 9 番について事務局お願いします。
事務局(川上)	9 番を議案朗読
議 長	9 番について門脇委員に調査報告をお願いします。
11 番(門脇)	9 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権の設定を行う予定です。審議の程お願い致します。
議 長	9 番について門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 9 番については許可と致します。続きまして 10 番について事務局お願いします。
事務局 (川上)	10 番を議案朗読
議 長	10 番について北山推進委員に調査報告をお願いします。
北山推進委員	10 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権の設定を行う予定です。審議の程お願い致します

議	長	10 番について北山推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 10 番については許可と致します。続きまして 11 番、12 番について事務局お願いします。
事務局 (梶原)		11 番、12 番を議案朗読
議	長	11 番、12 番について長尾委員に調査報告をお願いします。
14 番(長尾)		11 番、12 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は自作行う予定です。審議の程お願い致します
議	長	11 番、12 番について 14 番長尾委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 11 番、12 番については許可と致します。
議案審議		空き家バンク付随農地について
議第 2 号		議第 2 号 空き家バンク付随農地についてですが、事務局お願いします。
事務局 (高榎) (川上)		空き家バンク付随農地について説明。
議	長	只今説明のありました空き家バンク付随農地について事務局から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。

5 番 (植山)	1 番について地番が離れているようだがすべて付随農地か？また、この農地は誰が管理するのか？
事務局 (片桐)	地元委員が現地を確認して付随していると判断していますので問題ないと思います。また、所有権移転するまでは管理は所有者となります。
議 長	そのほか意見有りませんか
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号空き家バンク付随農地について承認と致します。
議案審議 議第 3 号 議 長	農用地利用集積計画 (案) について 議第 3 号 農用地利用集積計画 (案) についてですが、議事参与により、中原会長、石川委員、田上委員は退室をお願いします。
議 長 (百留)	中原会長が議事参与ということですので代わって議長を務めさせていただきます。 では議第 3 号農地利用集積計画(案)利用権設定についての説明を農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長 (百留)	只今説明のありました平成 30 年 (2 月分) 農用地利用集積計画 (案) 利用権設定分について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長 (百留)	ご意見ありませんので、議第 3 号平成 30 年 (2 月分) 農用地利用集積計画 (案) 利用権設定分については承認と致します。 では 8 番石川委員、9 番田上委員入室をお願いします。

議 長 (百留)	続きまして議第3号農地利用集積計画(案)所有権移転についての説明を農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長 (百留)	只今説明のありました平成30年(2月分)農用地利用集積計画(案)所有権移転について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長 (百留)	ご意見ありませんので、議第3号平成30年(2月分)農用地利用集積計画(案)所有権移転分については承認と致します。 以上で議第3号について終わります。中原会長は入室をお願いします。
議案審議 議第4号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局は報告をお願いします。
事務局(高倉)	1番を朗読
議 長 1番(橋本)	議第4号1番についての調査報告を橋本委員にお願いします。 (1番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われ れます。審議お願い致します。
議 長	議第4号1番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑等 ありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 1 番は許可と致します。続きまして 2 番に入る前に橋本委員が議事参与ですので退出願います。それでは 2 番を事務局。
事務局(高倉)	2 番を朗読
議 長	議第 4 号 2 番についての調査報告を黒土推進委員に願います。
黒土推進委員	(2 番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われま。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 2 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 2 番は許可と致します。橋本委員入室願います。続きまして 3 番、4 番を事務局。
事務局(高倉)	3 番、4 番を朗読
議 長	議第 4 号 3 番、4 番についての調査報告を植山委員に願います。
5 番(植山)	(3 番、4 番の現地について説明) それぞれの農地を交換するという事です。双方、農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われま。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 3 番、4 番については、植山委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 3 番、4 番は許可と致します。続きまして 5 番を事務局。
事務局(高倉)	5 番を朗読

議 長	5 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番 (田畑)	(5 番現地について説明) それぞれの譲受人は農地収得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 5 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 5 番は許可と致します。続きまして 6 番、7 番を事務局。
事務局(成重)	6 番、7 番を朗読
議 長	6 番、7 番についての調査報告を長谷川推進委員にお願いします。
長谷川推進委員	(6 番、7 番現地について説明) それぞれの譲受人は農地収得要件を満たしており、問題はないかと思 われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 6 番、7 番については、長谷川推進委員の調査報告のとおり ですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 6 番、7 番は許可と致します。続きま して 8 番を事務局。
事務局(川上)	8 番を朗読
議 長	8 番についての調査報告を北山推進委員にお願いします。

北山推進委員	(8番現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第4号8番については、北山推進委員の調査報告のとおりですが質 疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第4号8番は許可と致します。続きまして9 番を事務局。
事務局(川上)	9番を朗読
議 長	9番についての調査報告を12番百留委員にお願いします。
12番百留委員	(9番現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思 われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第4号9番については、12番百留委員の調査報告のとおりですが質 疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第4号9番は許可と致します。
議案審議 議第5号	議第5号
議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について。 1番、2番事務局お願いします。
事務局(片桐)	1番、2番を朗読
議 長	議第5号1番、2番についての調査報告を前田推進委員にお願いしま す。

前田推進委員	<p>(1 番現地について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地です。排水は公共下水道が整備されています。雨水は申請地東側に道路側溝を整備しそちらにつなぎ込むということです。境界確認も出来ており、周辺農地への影響もありません。審議をお願いします。</p> <p>(2 番現地について説明)</p> <p>転用目的は宅地分譲用地 2 区画です。排水は合併浄化槽を設置し道路側溝を通して水路へ放流となっております。雨水も同じこととなっております。境界確認も出来ており、周辺農地への影響もありません。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第 5 号 1 番、2 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番、2 番については許可相当とし、県に進達致します。では次に入る前に 1 番橋本委員が議事参与となりますので 1 番橋本委員退室をお願いします。</p> <p>では 3 番を事務局。</p>
事務局 (片桐)	<p>3 番を朗読</p>
議 長	<p>議第 5 号 3 番についての調査報告を前田推進委員をお願いします。</p>
前田推進委員	<p>(3 番現地について説明)</p> <p>転用目的は 6 区画の宅地分譲用地であり、入口に宅地がありますがそれを含めての宅地造成ということです。排水は公共下水が整備されていますのでそちらに繋がります。雨水は申請地の西側に水路がありますのでそちらに流します。境界確認も出来ており、周辺の農地への影響もございません。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第 5 号 2 番、3 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 3 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 4 番から 6 番を事務局。
事務局 (片桐)	4 番から 6 番を朗読
議 長	議第 5 号 4 番から 6 番についての調査報告を橋本推進委員にお願いします。
橋本推進委員	(4 番現地について説明) 転用目的は賃貸共同住宅用地です。排水は合併浄化槽を設置し、雨水は周辺の水路へ流します。なんら問題ないと思いますので審議のほどよろしくおねがいます。 (5 番、6 番現地について説明) 排水は公共下水道へ、雨水は排水路がありますのでそちらに流します。なんら問題ないと思いますので審議のほどよろしくおねがいます。
議 長	議第 5 号 4 番から 6 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 4 番から 6 番は許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。では次に 7 番を事務局。
事務局 (片桐)	7 番を朗読
議 長	議第 5 号 7 番についての調査報告を 2 番高倉委員にお願いします。
2 番(高倉)	(7 番現地について説明) 転用目的は農家住宅です。境界明確であり、排水も隣接する水路へ放流となっております。周辺農地への影響もないと思われます。審議の程よろしくをお願いします。
議 長	議第 5 号 7 番については、2 番高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 7 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 8 番を事務局。
事務局 (片桐)	8 番を朗読
議 長	議第 6 号 8 番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3 番(坪根)	(8 番現地について説明) 境界立会いも完了しており、汚水排水については合併浄化槽を設置し東側水路へ放流となっており雨水も同様となっております。木造 3 階建ての賃貸共同住宅用地の申請です。特に問題ないと思われますので審議の程お願いします。
議 長	議第 5 号 8 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 8 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 9 番事務局。
事務局 (片桐)	9 番を朗読
議 長	議第 5 号 9 番についての調査報告を黒土推進委員にお願いします。
黒土推進委員	(9 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。境界もはっきりしています。生活排水は浄化槽を設置します。雨水は隣の水路に流すようになっております。特に問題ないと思われます。審議お願いします。
議 長	議第 5 号 9 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)

<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 9 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に入る前に 1 番橋本委員が議事参与となりますので 1 番橋本委員退室をお願いします。では次に 10 番、11 番事務局</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>10 番、11 番を朗読</p>
<p>議 長</p> <p>6 番（田畑）</p>	<p>議第 5 号 10 番、11 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。</p> <p>10 番 11 番については譲受人も同じであり、場所も比較的近くにありますので一括して報告します。</p> <p>（10 番、11 番現地について説明）</p> <p>転用目的はどちらも宅地分譲用地で 10 番は 10 区画、11 番は 2 区画となっています。下水はどちらもすべての区画に合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流となっています。雨水は 10 番については申請地内に側溝を入れて、周辺に水路がありますのでそちらに流しこみます。11 番も周辺に道路側溝がありますのでそちらに流し込みます。境界の確認等もできており問題ありません。また、周辺農地への影響もないものと思われまます。審議のほどお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 5 号 10 番、11 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（成重）</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 10 番、11 番は許可相当とし、県に進達致します。橋本委員入室をお願いします。では次に 12 番、13 番事務局</p> <p>12 番、13 番を朗読</p>
<p>議 長</p> <p>島津推進委員</p>	<p>議第 5 号 12 番、13 番についての調査報告を島津推進委員をお願いします。</p> <p>（12 番現地について説明）</p> <p>転用目的は太陽光発電施設用地で境界もはっきりしており、雨水、排水計画もしっかりしています。周辺農地への影響もないものと思われまます。審議をお願いします。</p>

	<p>(13 番現地について説明)</p> <p>申請目的は一般住宅用地です。境界もはっきりしており雨水は自然浸透及び道路側溝へ流すこととなっています。生活排水は公共下水道へ接続します。周辺農地への影響もないものと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第 5 号 12 番、13 番については、島津推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 12 番、13 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 14 番事務局</p>
事務局 (高榎)	<p>14 番を朗読</p>
議 長	<p>議第 5 号 14 番についての調査報告を鷹崎推進委員にお願いします。</p>
高崎推進委員	<p>(14 番現地について説明)</p> <p>転用目的は駐車場用地です。隣接地との境界ははっきりしており、雨水は地下浸透です。隣接の同意も得ており問題はないものと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第 5 号 14 番については、高崎推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 14 番は許可相当とし、県に進達致します。</p>
議案審議 議第 6 号 議 長	<p>議第 6 号 非農地証明願に関する件について。1 番～8 番まで事務局。</p>

<p>事務局（片桐） （成重） （高榎）</p>	<p>1 番～6 番を朗読 7 番を朗読 8 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 6 号 1 番から 8 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>6 番（田畑）</p>	<p>非農地後管理は誰がするのか。</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>非農地の場合は生活環境課で指導を行います。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他異議ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号非農地証明願に関する件について、1 番～8 番を適当とし、証明を発行致します。</p>
<p>議案審議</p>	
<p>議第 7 号</p>	
<p>議 長</p>	<p>議第 7 号 その他について事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局（福永）</p>	<p>1：第 3 回定期総会について 日時 平成 30 年 3 月 30 日（金） 午前 9 時 3 0 分～ 場所 市役所 3 階 大会議室</p>
	<p>2：中津市農業委員会先進地視察について 日時 平成 30 年 3 月 6 日～8 日 場所 東北地方</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 12 番については許可と致します。</p> <p>議第 3 号空き家バンク付随農地について 1 番から 2 番については許可と致します。</p> <p>議第 3 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 9 番については許可と致します。</p> <p>議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 14 番にいては許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 6 号非農地証明願に関する件について 1 番から 8 番については適当とし証明いたします。</p> <p>以上を持ちまして、平成 30 年第 2 回定期総会を閉会します。 (終 午前 11 時 00 分)</p>
------------	--